

香川県青少年保護育成条例に規定する有害がん具類等 (クロスボウ) の指定について

1 規制状況

- 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）
：クロスボウの所持や携帯が禁止されていない。
- 香川県青少年保護育成条例
：第 8 条の 2 第 2 項において「有害がん具類等」としてがん具空気銃やダガーナイフなどが指定されているが、クロスボウは指定されていない。また、県内でクロスボウの販売は確認されていない。

2 問題点

令和 2 年 6 月 4 日に兵庫県宝塚市でクロスボウを用いた殺傷事件が発生し、兵庫県は 6 月 5 日にクロスボウを有害がん具と指定した。銃や刀などと同様、殺傷能力を有するものがあり、使用方法によっては青少年の健全育成を阻害する危険性を含んでいる。

3 全国の状況

規制内容	数	都道府県
規制済み	28 県	茨城県、栃木県、静岡県、石川県、三重県、滋賀県、広島県、島根県、福岡県、大分県、熊本県、宮崎県、沖縄県、富山県、福井県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、愛媛県、岐阜県、鹿児島県、新潟県、埼玉県、長崎県、大阪府
令和 2 年度内を予定	1 県	高知県
未定	17 都道府県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、京都府、山口県、佐賀県

- ※ 1 指定状況は、令和 2 年 10 月 14 日時点
- ※ 2 兵庫県は、企画県民部県民生活局地域安全課において、全年齢を対象として、クロスボウの所有者の届出義務や、販売業者の購入者に対する年齢確認及び適正利用の説明義務などを定めた「ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例」を制定（10 月 5 日議決、同年 12 月 1 日施行）
- ※ 3 国は、クロスボウの使用実態やクロスボウが使用された事件の発生状況等を確認し、有識者検討会を踏まえ、法規制を含めた被害防止対策を検討中

4 考え方

クロスボウの構造または機能が、人の生命や身体に危害を及ぼし、これを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがあることから、クロスボウを条例に定める「有害がん具類等」として指定したい。

5 指定の方針

品名	構造	機能
クロスボウ（鉄砲型近代洋弓）	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢端 50cm の距離で $0.07\text{kgf} \cdot \text{m} / \text{cm}^2$ *以上のもの

※ 既に有害がん具類として指定しているがん具空気銃の威力と同等

※ 全国の指定内容の状況は別紙のとおり。